

加古川市立野口南小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年度

1 はじめに

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」とともに「いじめは理由のいかんを問わず決して許されない行為である」「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」ということを十分に認識し、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「加古川市いじめ防止基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定することとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）

※解説：「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの関係のある者を示す。

3 本校のいじめ防止基本方針

すべての児童が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、「どの児童にも安心できる居場所」のある学級や学年・学校づくりを目指していく。

そのために、様々な教育活動を「いじめ防止対策」の観点を持って行い、児童一人一人の自己有用感を育むとともに、児童が周囲と支援し合いながらいじめを予防し、解決を図ることのできる力を養うように取り組んでいく。

そして、いじめる側だけでなく、「いじめ4層構造」における「観衆」「傍観者」の立場にある児童に対しても注意喚起を図り、「いじめ見逃しゼロ」の体制強化に繋げていく。

なお、いじめに係る対応については、単なる「善と悪」「被害者と加害者」という捉え方に留まることなく、「人権を侵す許されない行為」である一方で「人間関係づくりを学ぶ機会となる行為」となる側面もあることを鑑み、組織で正確に把握、その状況に応じた指導・支援を実行していくこととする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）いじめ対策委員会・不登校対策委員会

・いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を実効的に行うため、校長・教頭をはじめ、生活指導担当・不登校担当・教育相談コーディネーター・養護教諭をはじめ、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・メンタルサポーター等を含む複数の教職員により構成される本会を設置する。

（2）生活指導推進委員会

・児童の学校生活における問題行動、児童同士のトラブルなどに対する情報交換やその対応について協議するための組織として、本会を設置する。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを生まない土壌づくりの推進

- ・学級開きの時期に、担任から「いじめは理由のいかんを問わず決して許される行為ではない」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」ということについて、発達段階に応じて指導を行い、理解させる。
- ・年度初めの道徳授業でいじめに関する資料を扱い、「いじめの構造図」を示して、傍観者から通報者・相談者への意識変革を促す。
- ・児童が安心して学校生活を送ることができるよう、「子ども達が互いを認め合い安心できる居場所」としての学級づくりを行うとともに、児童一人一人の自尊感情を養う。
- ・児童会活動等を活用した児童の主体的取組を通して、周囲との心の結びつきや信頼感に基づいた社会性を育み、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進める。
- ・互いの意見を認め、コミュニケーションを重視した体験活動や人権教育を教育活動全体で行う。
- ・道徳・人権授業では、児童の道徳的心情および人権意識の育成を図る。
- ・道徳の授業では多様な考え方が引き出せるよう工夫し、他者とともにより良く生きる基盤となる道徳性を養う。
- ・いじめ防止ポスターや人権ポスター、標語等の応募について呼びかけるとともに、校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感と絆を育む教育の推進

- ・主体的・対話的で、深い学びの実現に向けた「協同的探究学習」を核とした授業実践により、他者の考えを受け入れる「豊かな心」と、他者に認めてもらうことによる「自己有用感」の醸成を目指す。
- ・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等の指導を徹底し、さらに教師間での相互点検を実施することで、授業に積極的に参画できる体制を整える。
- ・「ふれあいタイム」等のピアサポートの推進により、年長児童には「人の役に立てる」という自己有用感、年少児童には「このようになりたい」というモデルケースの獲得の場を設定する。

(3) 家庭・地域との連携

- ・9月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童会主催で「いじめ防止啓発集会」を開催するとともに、その取組を学校だよりや学校ホームページによって発信する。
- ・「いじめ防止啓発チラシ『いじめをしない、させない、見逃さない!』」「子どものSOSチェックリスト」等のチラシを家庭に配布し、いじめ防止の重要性や、いじめに関する相談窓口の周知を図る。
- ・児童および保護者対象の「インターネットトラブル防止講座」等を開催し、ネット上のトラブルによって起こるいじめの防止対策を講じる。
- ・学校園連携ユニット活動や、合同補導等を利用し、地域・学校間で情報を共有したり、学校運営協議会や民生児童委員会と連携したりするなどして、地域をあげていじめの未然防止活動の推進を図る。

6 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段

- ・教職員が人権感覚を磨くとともに、「いじめ」の定義を共有し、些細な兆候を見逃さないようにする。
- ・毎月の生活指導推進委員会において、問題行動や気になる事象を報告し、いじめの早期発見につなげる。報告された事象については協議・共有し、早期対応につなげる。
- ・「心の相談アンケート」を年2回実施するとともに、そのアンケートを活用した教育相談を全児

童対象に行う。また、「学校生活に関するアンケート（アセス）」（年2回）を実施し、その結果を積極的に活用することで、児童の学校や家庭での生活の様子を把握し、SOSのサインを見逃さず、いじめの早期発見に努めるとともに市教委との情報共有を図る。

- ・本校独自の「南っ子アンケート」を実施して、児童の悩みや人間関係を把握し、適宜、教育相談の場を持つ。
- ・高学年の児童対象に相談行動促進（自殺予防教育）リーフレットを配布し、効果的に活用する。
- ・困り感等を共有する場として、家庭訪問・個別懇談・教育相談（随時）を実施する。さらに、連絡帳などを活用して相談しやすい環境を作り、児童・保護者とコミュニケーションをとることで信頼関係の構築を図る。
- ・「いじめ及び生徒指導」「アセスの運用・活用」「教育相談スキル」「不登校対応」「協同的探究学習を核とした授業改善」「体罰の根絶」、さらには「学校危機管理」や「自殺予防（TALKの原則・『きょうしつ』理論）」等について学ぶ機会を持ち、教職員の指導力と資質の向上を図る。

<u>TALKの原則</u>	<u>きょうしつ</u>	<u>さしすせそ</u>
T ELL…伝える	き きづいて	さ 最悪を想定
A SK…たずねる	よ よりそい	し 慎重に
L ISTEN…聴く	う 受けとめて	す 素早く
K EEP SAFE	し 信頼できる大人に	せ 誠実に
…安全を確保する	つ 伝えよう	そ 組織で

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント、メンタルサポーター等の人的配置や、各学期の個別懇談により、児童および保護者が相談しやすい体制づくりに努める。
- ・教職員対象の「カウンセリングマインド研修」を実施し、傾聴の姿勢等のスキルを身につけるための取組を行う。

（2）いじめの早期対応のための手段

【児童への対応】

- ・複数の教職員で正確な事実確認を行い、学年や生徒指導推進委員会へ報告するなど、学級担任だけで抱え込むことがないような体制を整える。
- ・いじめを受けた児童の心身の安定・安全を最優先に考え、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、メンタルサポーター等関係機関とも連携をとりながら支援を行い、いじめを受けた児童の心のケアを行う。
- ・いじめを行った児童には毅然とした態度で指導にあたる。ただし、その背景にも注目し、謝罪や責任を形式的に問わないよう注意しながら、いじめが重大な人権侵害であることを理解させる。犯罪行為と認められるいじめについては、ただちに警察に相談・通報を行う。
- ・観衆や傍観者の立場にいる児童についても、「いじめに加担している」ことを理解させる。
- ・「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」ことに注意しながら指導を行う。

【保護者への対応】

- ・いじめと認知されるべき事案が発生した場合には、関係児童の保護者に可能な限り早期に面談をし、事実関係を伝えるとともに、学校側の取組（指導内容やその後の継続的な見守り等）についての理解を求める。
- ・いじめ相談窓口等、関係機関を児童・保護者に紹介し、相談しやすい環境を整える。

【学校としての組織的な対応】

- ・いじめを発見したときは、学級担任だけで対処せず、学校長以下全ての教職員が情報を共有するとともに、重大ないじめについては「いじめ対策委員会」を速やかに機能させ、的確な役割分担をして問題の対応にあたる。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、証拠としての画面保存や、書き込み・画像の削除等迅速な対応を図るとともに、専門的な機関と連携した対応を図る。

【関係機関（専門的な機関）との連携】

- ・必要に応じて少年愛護センターや教育相談センター等の市関係機関、加古川警察署生活安全第二課少年係、中央子ども家庭センター等と連携し、いじめの早期解消を目指す。
- ・いじめに関する相談及び通報を受け付けるため、「いのちと心のサポートダイヤル」や「ひょうごっ子悩み相談センター」等の相談窓口への連絡体制について、児童・保護者及び教職員への周知を徹底する。

7 重大事態への対応

(1) いじめの重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

- ①教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会の指導・助言のもと、当該事案に対処する重大事態の調査組織（いじめ対策委員会）を設置する。
- ③この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にするため、客観的な事実関係を速やかに調査する。（日常の指導記録、連絡帳、生活ノート、メモ等の集約・確認・保管等）
 - ・それまでに実施したアンケート等を再確認する。
 - ・状況に応じて、全教職員及び関係児童からの聞き取りを実施する。
 - ・教育委員会と情報共有する。
- ④調査結果をもとに、事実関係およびその他の知り得た情報を適切に、いじめを受けた児童とその保護者に対して提供する。

8 その他いじめ防止対策に関する重要事項

- (1) 「いじめ対策委員会」等において、PDCAサイクルによる検証を行ったり、各種推進委員会（生活指導推進・不登校対策等）において、いじめ防止対策の有効性の検証や学校の基本方針の見直しを行ったりする。
- (2) 学校評価・学校関係者評価の活用
学校におけるいじめ防止対策のPDCAサイクルによる検証を行い、改善を図る。
- (3) 家庭・地域・関係機関の連携促進
PTAや地域の会合等の場をはじめ、学校運営協議会、PTCA事業、学校支援ボランティアを活用して、いじめ防止に関する学校の取組への理解や教育活動への支援が得られるようにする。